

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社において販売中の

プレミアカレンシーM

通貨指定型個人年金保険

に、「保険料外貨入金特約」を追加

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:堤 悟、以下「第一フロンティア生命」)は、平成24年4月1日より、株式会社みずほ銀行(取締役頭取:塚本 隆史、以下「みずほ銀行」)にて、平成24年4月2日より、みずほ信託銀行株式会社(取締役社長:野中 隆史、以下「みずほ信託銀行」)にて、販売中の**通貨指定型個人年金保険「プレミアカレンシーM」**(※1)に、「**保険料外貨入金特約**」の付加を可能として販売いたします。

「プレミアカレンシーM」は、外貨建資産で運用する個人年金保険です。本商品の通貨の種類は、米ドル、ユーロ、豪ドルで、ご契約のお申込みの際に1つの通貨を指定いただきます。

「保険料外貨入金特約」を付加した場合、指定通貨とは異なる外貨により金銭をお払い込みいただき、その金額を指定通貨建の一時払保険料に充当することができます。例えば、既にお持ちの外貨建金融商品が満期を迎える際、各通貨の金利環境見通しに応じ、満期を迎える外貨とは異なる外貨で運用したいというお客さまのニーズなどにおこたえすることができます。

「プレミアカレンシーM」は、運用期間(積立利率保証期間)を3年・5年・6年・10年と複数設定するとともに、運用期間ごとに積立利率を定め、その積立利率により積立金額が増加するしくみの個人年金保険です。そのため、運用期間満了時の外貨建の年金原資額は、契約締結時に確定し、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません(※2)。なお、契約締結時の積立利率は、市場金利の動向に応じてタイムリーに毎月2回(1日と16日)設定されます。

また、「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加したご契約では、円換算での目標値に到達したら運用成果を確定させたいというニーズにおこたえするため、契約日から1年経過以後毎日判定を行い、目標到達後は円貨建の年金保険に移行します。

そのほか、新たに年金支払開始日を繰り延べることができる機能、積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更することができる機能を追加するなど、お客さまの多様なニーズにきめ細かくおこたえすることができる自在性に富んだ商品となっています。

第一フロンティア生命は、今後も第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

※1 「プレミアカレンシーM」は、みずほ銀行、みずほ信託銀行における「通貨指定型個人年金保険」の販売名称です。

※2 為替相場の変動による影響があることから、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額や死亡給付金額は、ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

以上

のしくみと特徴

【主なお取り扱いについて】

基本保険金額 (一時払保険料)	最低	<table><tr><td>目標値到達時 円貨建年金保険移行 特約</td><td>米ドル</td><td>ユーロ</td><td>豪ドル</td></tr><tr><td>付加しない場合</td><td>10, 000米ドル</td><td>10, 000ユーロ</td><td>15, 000豪ドル</td></tr><tr><td>付加する場合</td><td>15, 000米ドル</td><td>15, 000ユーロ</td><td>15, 000豪ドル</td></tr></table>				目標値到達時 円貨建年金保険移行 特約	米ドル	ユーロ	豪ドル	付加しない場合	10, 000米ドル	10, 000ユーロ	15, 000豪ドル	付加する場合	15, 000米ドル	15, 000ユーロ	15, 000豪ドル				
		目標値到達時 円貨建年金保険移行 特約	米ドル	ユーロ	豪ドル																
		付加しない場合	10, 000米ドル	10, 000ユーロ	15, 000豪ドル																
		付加する場合	15, 000米ドル	15, 000ユーロ	15, 000豪ドル																
		<table><tr><td rowspan="3">保険料円貨入金特約 を付加する場合</td><td>円貨</td><td colspan="3">150万円</td></tr><tr><td colspan="4">かつ指定通貨建で下記金額</td></tr><tr><td>指定通貨</td><td>米ドル</td><td>ユーロ</td><td>豪ドル</td></tr><tr><td></td><td></td><td>10, 000米ドル</td><td>10, 000ユーロ</td><td>15, 000豪ドル</td></tr></table>				保険料円貨入金特約 を付加する場合	円貨	150万円			かつ指定通貨建で下記金額				指定通貨	米ドル	ユーロ	豪ドル			10, 000米ドル
保険料円貨入金特約 を付加する場合	円貨	150万円																			
	かつ指定通貨建で下記金額																				
	指定通貨	米ドル	ユーロ	豪ドル																	
		10, 000米ドル	10, 000ユーロ	15, 000豪ドル																	
<table><tr><td rowspan="4">保険料外貨入金特約 を付加する場合</td><td></td><td>払込通貨：米ドル 指定通貨：豪ドル</td><td>払込通貨：豪ドル 指定通貨：米ドル</td></tr><tr><td>払込通貨</td><td>20, 000米ドル</td><td>20, 000豪ドル</td></tr><tr><td colspan="3">かつ指定通貨建で下記金額</td></tr><tr><td>指定通貨</td><td>15, 000豪ドル</td><td>10, 000米ドル</td></tr></table>				保険料外貨入金特約 を付加する場合		払込通貨：米ドル 指定通貨：豪ドル	払込通貨：豪ドル 指定通貨：米ドル	払込通貨	20, 000米ドル	20, 000豪ドル	かつ指定通貨建で下記金額			指定通貨	15, 000豪ドル	10, 000米ドル					
保険料外貨入金特約 を付加する場合		払込通貨：米ドル 指定通貨：豪ドル	払込通貨：豪ドル 指定通貨：米ドル																		
	払込通貨	20, 000米ドル	20, 000豪ドル																		
	かつ指定通貨建で下記金額																				
	指定通貨	15, 000豪ドル	10, 000米ドル																		
*保険料の払込単位は、円：1万円、米ドル：1米ドル、ユーロ：1ユーロ、豪ドル：1豪ドル。																					
	最高	5億円相当額※ ※第一フロンティア生命の定める方法で円換算します。 *最高基本保険金額は、同一被保険者について、通算限度があります。																			
積立利率保証期間	3年、5年、6年、10年、(1年※) ※積立利率保証期間1年は、更新時のみ選択可能です。 *ご契約時および更新時の金利情勢などによってはお取り扱いできない期間があります。																				
契約年齢	<table><tr><td colspan="4">積立利率保証期間</td></tr><tr><td>3年</td><td>5年</td><td>6年</td><td>10年</td></tr><tr><td>0～87歳</td><td>0～85歳</td><td>0～84歳</td><td>0～80歳</td></tr></table> *ご契約時における被保険者の満年齢				積立利率保証期間				3年	5年	6年	10年	0～87歳	0～85歳	0～84歳	0～80歳					
積立利率保証期間																					
3年	5年	6年	10年																		
0～87歳	0～85歳	0～84歳	0～80歳																		
年金種類	- 確定年金(3～7年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年) - 死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金 *年金のお受取りにかえて、年金原資額を一括で受け取ることができる制度(年金原資額の一時支払)もあります。																				
付加できる特約	- 目標値到達時円貨建年金保険移行特約 - 保険料円貨入金特約 - 保険料外貨入金特約 - 円貨支払特約 - 死亡給付金等の年金払特約																				
諸費用	この保険にかかる費用は、ご契約時は「契約時費用」、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。この他に外貨のお取扱いに必要な費用を負担していただくことがあります。 <ご契約時> <table><tr><td>契約時費用</td><td>基本保険金額に対して (積立利率保証期間 3年)2. 5% (積立利率保証期間 5年)3. 5% (積立利率保証期間 6年)4. 0% (積立利率保証期間10年)6. 0%</td></tr></table> <積立利率保証期間中> 直接負担していただく費用はありません。 <積立利率保証期間の更新時> <table><tr><td>更新時費用</td><td>積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して (積立利率保証期間 1年)0. 2% (積立利率保証期間 3年)1. 1% (積立利率保証期間 5年)1. 8% (積立利率保証期間 6年)2. 1% (積立利率保証期間10年)3. 6%</td></tr></table>				契約時費用	基本保険金額に対して (積立利率保証期間 3年)2. 5% (積立利率保証期間 5年)3. 5% (積立利率保証期間 6年)4. 0% (積立利率保証期間10年)6. 0%	更新時費用	積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して (積立利率保証期間 1年)0. 2% (積立利率保証期間 3年)1. 1% (積立利率保証期間 5年)1. 8% (積立利率保証期間 6年)2. 1% (積立利率保証期間10年)3. 6%													
契約時費用	基本保険金額に対して (積立利率保証期間 3年)2. 5% (積立利率保証期間 5年)3. 5% (積立利率保証期間 6年)4. 0% (積立利率保証期間10年)6. 0%																				
更新時費用	積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して (積立利率保証期間 1年)0. 2% (積立利率保証期間 3年)1. 1% (積立利率保証期間 5年)1. 8% (積立利率保証期間 6年)2. 1% (積立利率保証期間10年)3. 6%																				

諸費用

＜年金受取期間中＞

保険契約関係費(年金管理費)

受取年金額に対して1.4%
(円貨で年金を受け取る場合は1.0%)

* 年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます)の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2012年2月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

＜保険料を円貨によりお払い込みいただく場合などの費用＞

「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨によりお払い込みいただく場合、「円貨支払特約」を付加して外貨建の年金額、給付金額、解約返還金額などを円貨によりお受け取りになる場合、および「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加して円貨建の年金保険に移行した場合には、下記のとおりのお客さま負担の為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。対顧客電信売相場仲値(TTM)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM+50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM-50銭
「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」の目標値判定為替レート	TTM-50銭

* 上記の為替レートは、2012年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。

＜「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨によりお払い込みいただく場合の費用＞

払込通貨	指定通貨	保険料外貨入金特約のレート(クロスレート)
米ドル	豪ドル	米ドルのTTM-25銭 ÷ 豪ドルのTTM+25銭
豪ドル	米ドル	豪ドルのTTM-25銭 ÷ 米ドルのTTM+25銭

* 上記の為替レートは、2012年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。

* この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

【解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)】

- この保険は、契約時費用をお払い込みいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、ご契約後の一定期間は積立金額が一時払保険料相当額を下回ります。また、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整(※)を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

(※) 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。このため、解約・減額の際の市場金利に応じて、解約返還金額が増減します。

【為替リスクについて(損失が生じるおそれ)】

- 為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額、給付金額、解約返還金額など(以下「年金原資額など」といいます)がご契約時の為替レートで円換算した年金原資額などを下回る場合や、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額などがご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

【外貨のお取扱いにかかる費用について】

- 保険料を外貨によりお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金額、給付金額、解約返還金額などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

* 上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」を必ずお読みください。またご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険(生命保険)であり、預金とは異なります。

(登)C23F0201(H24.3.28)